

5. 参 考 資 料

① 産業廃棄物関係行政機関

(平成23年9月1日現在)

<p>岐阜県環境生活部 廃棄物対策課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 T E L(058)272-1111(代)</p> <p>環境管理課</p>	<p>環境生活部長 環境生活部次長 環境生活部次長 廃棄物対策課長 総括管理監 不法投棄監視監 企画調査担当 課長補佐(チーフ) 一般廃棄物担当 技術課長補佐(チーフ) 産業廃棄物担当 技術課長補佐(チーフ) 技術主査 主 査 主 任 技 師 監視指導担当 課長補佐(チーフ) 技術課長補佐</p> <p>環境管理課長</p>	<p>坂 正 光 佐々木 信 英 秦 康 之 奥 田 浩 大 野 藤 逸 長谷川 泰 介 新 海 利 之 篠 田 範 夫 安 藤 英 樹 松 尾 孝 和 渡 部 浩 幸 見 吉 賢 志 田 中 慎 吾 谷 口 高 浩 森 田 多 賀 史</p> <p>有 川 幸 孝</p>
<p>岐阜市環境事業部 産業廃棄物指導課 〒500-8720 岐阜市神田町1-11 T E L(058)265-4141(代)</p> <p>産業廃棄物特別対策課</p>	<p>環境事業部長 環境事業部次長 産業廃棄物特別対策課特任管理監 産業廃棄物指導課長 監視調査係長 主 幹 副主幹 廃棄物指導係長 副主幹 廃棄物審査係長 主 査 副主幹</p> <p>産業廃棄物特別対策課長</p>	<p>松 野 正 仁 兼 山 鉄 郎 木 股 康 範 福 井 悦 男 桂 川 芳 久 河 合 隆 男 篠 田 桂 一 藤 井 浩 嗣 高 木 三 男</p> <p>藤 嶋 義 正</p>

岐阜県岐阜振興局 〒500-8708 岐阜市司町1 岐阜総合庁舎	局長 副局長 環境課長 〈廃棄物対策担当〉 技術課長補佐 技術課長補佐 技術主査 主査 主任	洞 田 厚 男 松 葉 英 之 臼 田 祐 二 渡 辺 隆 広 丹 羽 秀 政 古 川 和 幸 今 峰 充 敏 秋 岡 隆
T E L(058)264-1111(代) F A X(058)266-1964		

羽島市市民部生活環境課 〒501-6292 羽島市竹鼻町55 T E L(058)392-1111(代)	市民部長 市民部次長兼生活環境課長 ごみ処理施設担当課長 環境事業室長	大 橋 優 孝 田 内 義 幸 安 藤 勝 幸 浅 野 雅 之
--	--	--

各務原市環境水道部環境政策課 〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 T E L(058)383-1111(代)	環境水道部長 環境政策課長 主幹	足 立 全 規 永 田 昭 人 恒 川 伸 二
---	------------------------	-------------------------------

山県市市民環境部生活環境課 〒501-2192 山県市高木1000-1 T E L(0581)22-6828	市民環境部長 生活環境課長 課長補佐 課長補佐	竹 村 勇 司 林 早 笑 山 本 敏 広 村 瀬 晃 司
--	----------------------------------	--

瑞穂市環境水道部環境課 〒501-0392 瑞穂市宮田300-2 T E L(058)327-4127	環境水道部長 環境課長 総括課長補佐	弘 岡 敏 樹 平 塚 直 一 廣 瀬 進 一
---	--------------------------	-------------------------------

本巣市市民環境部生活環境課 〒501-0494 本巣市下真桑1000 T E L(058)323-7751	市民環境部長 生活環境課長 課長補佐 係長	高 橋 卓 郎 村 瀬 敏 勝 廣 川 幸 男 大久保 守 康
---	--------------------------------	--

岐南町民生部住民環境課 〒501-6197 羽島郡岐南町八剣7-107 T E L(058)247-1333	民生部長 住民環境課長 主幹	松 原 義 和 鈴 木 靖 昭 萩 野 順 三
--	----------------------	-------------------------------

笠松町企画環境経済部環境経済課 〒501-6191 羽島郡笠松町司町1 T E L(058)388-1114	企画環境経済部長 環境経済課長	大 橋 雅 文 岩 越 誠
--	--------------------	------------------

北方町都市環境農政課
〒501-0492 本巢郡北方町北方1323-5
T E L(058)323-1114

参事 大 平 喜 義
都市環境農政課長 酒 井 友 幸
主幹 川 瀬 豊
課長補佐 山 田 潤
環境係長 横 田 紀 彦

岐阜県西濃振興局
〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎

局長 高 橋 一 吉
副局長 高 木 等
環境課長 松 波 説 夫
〈廃棄物対策担当〉
課長補佐 牧 村 和 也
主査 小 林 敬 一
技術主査 日 比 正 夫
技術主査 坂井田 雅 士
技師 水 上 将 典

T E L(0584)73-1111(代)
F A X(0584)74-9428

大垣市生活環境部環境衛生課
〒503-8601 大垣市丸の内2-29
T E L(0584)81-4111(代)

生活環境部長 社 本 久 夫
環境衛生課長 道 鬼 富 博
課長補佐 青 井 明 彦

海津市水道環境部環境衛生課
〒503-0392 海津市平田町今尾557
T E L(0584)66-2411

水道環境部長 高 木 武 夫
環境衛生課長 鈴 木 照 実
環境衛生係長 古 川 和 幸

養老町生活環境課
〒503-1392 養老郡養老町高田798
T E L(0584)82-1100

生活環境課長 川 地 豊 己
主幹 古 川 一 夫
課長補佐 木 村 嘉 志

垂井町住民課
〒503-2193 不破郡垂井町1532-1
T E L(0584)22-1151

住民課長 桐 山 浩 治
主幹 片 岡 兼 男

関ヶ原町水道環境課
〒503-1592 不破郡関ヶ原町関ヶ原894-58
T E L(0584)43-1111

水道環境課長心得 三 宅 芳 浩
課長補佐 山 田 勝
環境衛生係長 三 宅 淳 也

神戸町民生部住民環境課
〒503-2392 安八郡神戸町神戸1111
T E L(0584)27-3111

民生部長兼健康福祉課長 松 本 学
住民環境課長 石 原 誠

輪之内町住民課 〒503-0292 安八郡輪之内町四郷2530-1 T E L(0584)69-3111	住民課長 主査	兒 玉 隆 朝 倉 寛
--	------------	----------------

安八町民生部住民環境課 〒503-0198 安八郡安八町永取161 T E L(0584)64-3111	民生部長 民生課長	梶 原 勲 小 川 志須我
--	--------------	------------------

岐阜県西濃振興局揖斐事務所 〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 T E L(0585)23-1111(代) F A X(0585)22-1829	所長 環境課長 〈環境保全担当〉 技術課長補佐 技術課長補佐 主査 主任技師	山 口 義 樹 長谷川 恵 治 馬 淵 保 鈴 木 教 明 篠 田 和 宏 下垣内 友 哉
--	--	--

揖斐川町生活環境課 〒501-0692 揖斐郡揖斐川町三輪133 T E L(0585)22-2111	生活環境課長 課長補佐 主査	森 本 幸 晴 高 橋 茂 盛 久 野 賀 弘
---	----------------------	-------------------------------

大野町住民環境課 〒501-0592 揖斐郡大野町大野80 T E L(0585)34-1111	住民環境課長 課長補佐兼環境係長 主事	青 木 盛 夫 林 幸 博 大久保 真 也
--	---------------------------	-----------------------------

池田町住民課 〒503-2492 揖斐郡池田町六之井1468-1 T E L(0585)45-3111	住民課長 生活環境係長 主事	西 村 洋 川 村 一 成 大 石 治 輝
---	----------------------	-----------------------------

岐阜県中濃振興局 〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1 可茂総合庁舎 T E L(0574)25-3111(代) F A X(0574)25-3934	局長 副局長 環境課長 〈廃棄物対策担当〉 課長補佐 技術主査 主査 技術主査 技師	志 村 隆 雄 河 田 佳 朗 大 坪 敬 明 早 川 裕 高 田 浩 之 高 橋 秀 治 足 立 実 成 高 井 克 浩
--	--	--

美濃加茂市市民協働部環境課 〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1 T E L(0574)25-2111(代)	市民協働部長 環境課長 課長補佐兼市民生活係長 主任主査 主事	星 野 広 典 島 尻 政 利 石 原 龍 夫 後 藤 由 充 村 雲 洸 佑
可児市環境経済部環境課 〒509-0292 可児市広見1-1 T E L(0574)62-1111(代)	環境経済部長 環境課長 課長補佐兼生活環境係長 主任主査 主任主査	片 桐 厚 司 山 口 和 己 佐 橋 猛 小 林 誠 渡 辺 かおり
坂祝町住民課 〒505-8501 加茂郡坂祝町取組46-18 T E L(0574)26-7111	住民課長 保険環境係長 主査	吉 田 勇 彦 野 口 友 宏 金 森 孝 臣
富加町住民環境課 〒501-3392 加茂郡富加町滝田1511 T E L(0574)64-2116	住民環境課長 産業環境グループ長 主査 主査	井 戸 誠 二 河 合 康 広 佐 藤 稔 天 池 孝 兆
川辺町産業環境課 〒509-0393 加茂郡川辺町中川辺1518-4 T E L(0574)53-2511	産業環境課長 課長補佐 主査 主査 主事	鈴 村 正 敏 馬 場 啓 司 桜 井 直 明 三 品 朝 永 大 脇 千 波
七宗町農林建設課 〒509-0492 加茂郡七宗町上麻生2442-3 T E L(0574)48-1111	農林建設課長 環境係長 主事	長谷川 和 彦 佐 伯 義 則 前 島 典 夫
八百津町水道環境課 〒505-0392 加茂郡八百津町八百津3903 T E L(0574)43-2111	水道環境課長 課長補佐 環境衛生係長	渡 辺 力 飯 田 洋 之 丹 羽 風 斗
白川町建設環境課 〒509-1192 加茂郡白川町河岐715 T E L(0574)72-1311	建設環境課長 管理環境グループ長 主査 主事	今 井 俊 加 藤 重 良 清 水 英 利 武 知 宏 紀

東白川村村民課	村民課長	安江清高
〒509-1392 加茂郡東白川村神土548	環境係長	今井義尚
T E L(0574)8-3111	技術主査	安江輝彦

御嵩町住民環境課	住民環境課長	寺本公行
〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩1239-1	主任主査兼環境整備係長	小木曾昌文
T E L(0574)67-2111	主査	生駒康弘
	主任	榊原増彦

岐阜県中濃振興局中濃事務所	所長	伊藤誠紀
〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	環境課長	佐々木隆司
	〈環境保全担当〉	
	技術課長補佐	苅谷吉展
	技術主査	田中一夫
	技術主査	加藤雅之
T E L(0575)3-4011(代)	主査	薫田裕久
F A X(0575)5-1492	主任技師	吉田宗平

関市市民環境部生活環境課	市民環境部長	長屋勉
〒501-3894 関市若草通3-1	生活環境課長	山田信明
T E L(0575)2-3131(代)	主幹	後藤道隆
	主幹	山田喜一
	課長補佐	西川英文
	主任主査	中村宜信

美濃市民生部市民生活課	民生部長	西部真宏
〒501-3792 美濃市1350	市民生活課長	宮西嘉弘
T E L(0575)3-1122(代)	課長補佐	那須兼良
	課長補佐兼環境衛生係長	西部生男
	廃棄物対策係長	古田強
	主任	須田雅士

郡上市環境水道部環境課	環境水道部長	木下好弘
〒501-4297 郡上市八幡町島谷228	環境課長	大坪良明
T E L(0575)67-1833	課長補佐	蓑島修
	主査	瀬木幹太
	主任	森健
	主任	野々村明裕

岐阜県東濃振興局 〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 T E L(0572)23-1111(代) F A X(0572)25-0079	局長	川 出 達 恭
	副局長	山 田 季 成
	環境課長	大 野 雅 人
	〈廃棄物対策担当〉	
	課長補佐	大 乗 坊 健
	技術主査	森 正 樹
	主任技師	南 部 幸 恵
	技師	加 藤 悠 也

多治見市環境文化部環境課 〒507-8703 多治見市日ノ出町2-15 T E L(0572)22-1111(代)	環境文化部長	佐 藤 喜 好
	環境課長	伊 藤 徳 朗
	課長代理	市 川 昭 彦

瑞浪市経済環境部環境課 〒509-6195 瑞浪市上平町1-1 T E L(0572)68-2111(代)	経済環境部長	足 立 正 之
	経済環境部次長兼環境課長	渡 辺 勝
	課長補佐兼環境政策係長	渡 辺 啓 介
	廃棄物対策係長	水 野 郁 郎

土岐市経済環境部環境課 〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101 T E L(0572)64-1111(代)	経済環境部長	加 藤 淳 司
	環境課長	渡 辺 章 弘
	課長補佐兼環境衛生係長	太 田 弘

岐阜県東濃振興局恵那事務所 〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 T E L(0573)26-1111(代) F A X(0573)25-7129	所長	柳 友 仁
	環境課長	淺 野 純 二
	〈環境保全担当〉	
	技術課長補佐	松 岡 茂 夫
	主任技師	安 江 博 之
	主任	山 田 雅 仁
	主任	高 澤 信 宏

中津川市生活環境部環境政策課 〒508-8501 中津川市かやの木町2-1 T E L(0573)66-1111(代)	生活環境部長	志 津 弘 美
	環境政策課長	吉 村 靖 和
	係長	草 野 順 樹

恵那市水道環境部環境課 〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1 T E L(0573)26-2111(代)	水道環境部長	古 山 敦 啓
	環境課長	足 立 直 揮
	課長補佐	小 田 浩

岐阜県飛騨振興局

〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎

T E L(0577)3-1111(代)

F A X(0577)3-1085

局長 河内 宏彦

副局長 岩崎 正人

環境課長 山口 幹夫

〈廃棄物対策担当〉

課長補佐 渡辺 隆

主査 渡邊 政弘

主任技師 松田 勇一

高山市水道環境部生活環境課

〒506-8555 高山市花岡町2-18

T E L(0577)2-3333(代)

水道環境部長 村上 博

生活環境課長兼資源リサイクルセンター所長事務取扱 堀之内 行良

生活環境グループリーダー 上田 早人

収集・資源化グループリーダー 田中 伸司

処理・施設管理グループリーダー 大栗田 義彦

飛騨市環境水道部環境課

〒509-4292 飛騨市古川町本町2-22

T E L(0577)3-7482

環境水道部長 岩塚 泰男

環境課長 田ノ下 嘉明

係長 新家 行夫

下呂市環境部環境課

〒509-2203 下呂市小川2390

T E L(0576)26-5011

環境部長 今井 弘司

環境課長 諏訪 亨

環境施設課長 長江 寛

主任主査 波多野 一樹

白川村総務課

〒501-5692 大野郡白川村鳩谷517

T E L(05769)6-1311

総務課長 宮脇 紀忠

課長補佐 近藤 久善

② 社団法人 岐阜県産業環境保全協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人岐阜県産業環境保全協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県岐阜市藪田南1丁目11番12号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する調査研究、教育研修及び相談指導
- (2) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する情報収集及び印刷物の発行
- (3) 産業廃棄物の適正な処理及び再生利用における維持管理等に関する会員への技術援助
- (4) 共同産業廃棄物処理施設設置等の推進
- (5) 基金の設置及び運営に関する事業
- (6) 産業廃棄物処理業者に対する経営改善指導
- (7) 財団法人日本環境衛生センター、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター及び社団法人全国産業廃棄物連合会に協力して行う事業
- (8) 産業廃棄物に関する知識の啓発普及
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、岐阜県知事又は岐阜市長の許可又は指定を受けて産業廃棄物の処理又は再生利用を行う者及び産業廃棄物の排出事業者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 学識経験者又はこの法人に功労があった者で、総会において推薦されたもの

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、第35条において定める会計年度の中途において次条の規定により入会を認められた者に係る当該年度の会費は、入会を承認した旨の通知を受けてから1週間以内に納入するものとし、正会員にあっては、別に総会で定める入会金を併せて納入するものとする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 会員が会費を1年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、社員(正会員及び特別会員をいう。以下同じ。)総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 廃棄物処理法に違反し、その他この法人の信用を失う行為をしたとき。

- 2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該会員が総会への出席を拒否した場合においてはこの限りでない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 相談役 若干名
- (3) 副理事長 2人
- (4) 専務理事 1人
- (5) 常務理事 1人
- (6) 理事(理事長、相談役、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。) 20人以上25人以内
- (7) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

ただし、賛助会員又は特別会員である団体の代表者であって、その者が当該団体を代表する立場でなくなった場合における補欠役員は、理事会において選任する。

3 理事長、相談役、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 相談役は、この法人の運営について、理事長に助言を行う。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を得て定めた順序により、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の議決に基づき日常の業務を統括する。

5 常務理事は、専務理事を補佐して、日常の業務を処理する。

6 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

7 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において社員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬)

第15条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を得て理事長が定める。

(事務局)

第16条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を得て理事長が定める。

第4章 顧問

(顧問)

第17条 この法人には、必要に応じ、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の基本的な事項について、理事長の諮問に応じ、及びこの法人の会議に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

第5章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、社員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年3月及び6月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は社員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 3 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第22条 会議は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項及び第3項の規定による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 理事長は、会議を招集するときは、開会の日の10日前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては社員の、理事会においては理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した社員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため会議に出席できない社員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、若しくは他の構成員を代理人として表決を委任し、又は団体(商法に基づく会社及び有限会社法に基づく有限会社を除く。以下同じ。)の代表である理事にあっては、その団体の他の者をして代理出席させることができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した社員の数又は理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 委員会

(委員会)

第28条 この法人には、理事会の議決により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入
- (資産の管理)

第30条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第31条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決により定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を得て、予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算は、理事長が作成し、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 月以内に総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月31日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において、社員総数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、岐阜県知事の認可を受けなければならない。

(解散)

第37条 この法人は、民法第68条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、社員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 この法人の解散のときに存する残余財産は、総会において社員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、岐阜県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第 9 章 補則

(委任)

第39条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の許可のあった日（平成元年 5 月19日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第11条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第13条第 1 項の規定にかかわらず、平成 3 年 6 月に開催される通常総会の日までとする。

3 この法人の設立当初の入会金は10,000円とし、第 6 条第 2 項の規定により納入したものとみなす。

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月31日までとする。

附 則

この条文の一部改正は、平成 3 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、平成 5 年 3 月22日から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、認可のあった日（平成 8 年 7 月18日）から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、認可のあった日（平成 9 年 7 月 7 日）から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、認可のあった日（平成18年 7 月11日）から施行する。

附 則

この条文の一部改正は、認可のあった日（平成23年 8 月 1 日）から施行する。

お 願 い

この「協会要覧（平成23年度版）」の会員等及び正会員の産業廃棄物処理業の許可事項に係る内容は、平成23年8月26日までの会員各位からの報告により掲載しました。

その後に、社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等の変更、その他掲載内容に変更が生じた場合は、お手数ですが、下記の変更連絡票により当協会事務局までご連絡ください。

なお、正会員の方につきましては、許可区分及び許可内容等に変更が生じた場合は、許可証の写しを添付してください。

（宛先）〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

（社）岐阜県産業環境保全協会事務局 FAX（058）272-6764

「協会要覧（平成23年度版）」掲載内容変更連絡票

平成 年 月 日

会 員	所在地又は住所		
役員・委員	社名、団体名又は氏名		
行政機関	連絡	氏名	
(いずれかに○)	責任者	電話	
変更内容（平成23年度版の記載を基に、関係事項を具体的に記入してください。）			

協会への入会のおすすめ

協会組織の拡充強化を図るために

産業廃棄物業界は、互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、失われつつある住民との信頼関係の回復に努めています。

当協会は、適正な産業廃棄物の処理を通じて「安心して住める、岐阜県づくり」に貢献することを願っています。

産業廃棄物業界の方々が会員としての信用と各種事業の成果を享受され、事業経営の一助とされますよう当協会への入会をお薦めします。

★入会申込み

入会申込書（事務局に備えております）を、当協会宛にお送りいただければ、受け付け後、協会の資料等をお送りするとともに、入会金及び会費の納入等についてお知らせします。

★入会金

正会員 10,000円

※賛助会員については、入会金は必要ありません。

★会費

正会員

区 分		金 額
産業廃棄物 処 理 業 者	収集運搬の許可	一律月額 10,000円
	中間処理の許可	
	最終処分の許可	
排 出 事 業 者		
再 生 利 用 指 定 業 者		

賛助会員 年額 30,000円

★納入方法

会費の納入については、四半期毎に請求書をお送りします。（賛助会員については、年1回）

事務局からのお知らせ

「産業廃棄物処理業等の事務代行」の紹介について

産業廃棄物処理業の新規・更新許可等の申請をされる方で事務代행을希望される方は、当協会の会員である行政書士をご紹介します。

「産業廃棄物処理業等の経営診断書作成」の紹介について

産業廃棄物処理業の新規・更新許可等の申請をする際、行政から中小企業診断士の経営診断書の提出を求められる場合があります。

診断書を希望される方は、当協会の会員である中小企業診断士をご紹介します。

詳細については事務局までお問い合わせください。